

平成十三年法務省令第十二号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の全部を改正する命令を次のように定める。

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の全部を次のように改正する。

第一条 法務局又は地方法務局の支局（以下「支局」という。）を各法務局又は地方法務局につき別表第一の支局欄（同欄中括弧のつけてあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおりに置き、法務局若しくは地方法務局又はその支局の出張所（以下「出張所」という。）を各法務局若しくは地方法務局又はその支局につき同表の出張所欄（同欄中括弧のつけてあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおりに置く。

第二条 支局又は出張所の名称は、別表第一の支局欄中「小樽」とあるのは、「札幌法務局小樽支局」と、同表出張所欄中「北」とあるのは、「札幌法務局北出張所」とし、以下これにならうものとする。

第三条 支局又は出張所の位置は、別表第一の支局欄又は出張所欄及び位置欄によつて示されるとおりとする。

第四条 法務局、地方法務局又は支局の戸籍及び公証の事務に関する管轄区域は、別表第一の支局欄（同欄中括弧のつけてあるものは、本庁を示すものとする。）及び管轄区域欄によつて示されるとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の登記の事務（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百四号）第五条第一項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第一百五十二号）第二条第一項の事務を除く。）に関する管轄区域は、同表の出張所欄（同欄中括弧のつけてあるものは、本庁又は支局を示すものとする。）及び管轄区域欄によつて示されるとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）に定める遺言書の保管に関する事務に関する管轄区域は、別表第二の官署欄及び管轄区域欄によつて示されるとおりとする。

第五条 前条の規定による管轄区域（以下「管轄区域」という。）の基準となつた行政区画に変更される。ただし、あらたに行政区画が設けられたとき、又は一の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属するすべての地域が他の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。

と同様とする。

第六条 管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、前項と同様とする。

第七条 附 則

（施行期日）

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行日（平成十三年一月六日）から施行する。

（この本部令の効力）

2 この本部令は、その施行の日に、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）となるものとする。

附 則（平成二年二月二日中央省

庁等改革推進本部令第一四号）

この中央省庁等改革推進本部令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年一月一九日法務省令第

四九号）

この省令は、平成十三年四月九日から施行す

る。

附 則（平成一三年四月二十五日法務省令第五三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一三年四月二十九日から施

行する。ただし、第一条中別表東京法務局の部

の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

十四号）

この省令は、平成十三年一月二十九日から施

行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

十五号）

この省令は、平成十三年五月二二日から施

行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

十六号）

この省令は、平成十三年五月二二日から施

行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

十七号）

この省令は、平成十三年五月二二日から施

行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

十八号）

この省令は、平成十三年五月二二日から施

行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

十九号）

この省令は、平成十三年五月二二日から施

行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

二十号）

この省令は、平成十三年五月二二日から施

行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

二〇号）

この省令は、平成十三年五月二二日から施

行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

二一号）

この省令は、平成十三年五月二二日から施

行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

二二号）

この省令は、平成十三年五月二二日から施

行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

二三号）

この省令は、平成十三年五月二二日から施

行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

二四号）

この省令は、平成十三年五月二二日から施

行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

二五号）

この省令は、平成十三年五月二二日から施

行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

二六号）

この省令は、平成十三年五月二二日から施

行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

二七号）

この省令は、平成十三年五月二二日から施

行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

二八号）

この省令は、平成十三年五月二二日から施

行する。

附 則（平成一三年五月二二日法務省令第

二九号）

この省令は、平成十三年五月二二日から施

八 第一条中別表福岡法務局の部及び那覅地方法務局の改正規定 平成十七年一月二十四日	九 第一条中別表津地方法務局の部四日市支局の款の改正規定及び第四条の規定 平成十七年一月三十一日
附 則 (平成一六年一二月二八日法務省令第一号)	附 則 (平成一六年一二月二八日法務省令第九号)
この省令は、平成十七年一月一日から施行する。	この省令は、平成十七年一月一日から施行する。
附 則 (平成一七年一月四日法務省令第二号)	附 則 (平成一七年一月一一日法務省令第一号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年一月一日から適用する。	この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年一月一日から適用する。

附 則 (平成一七年一月一七日法務省令第六号)	附 則 (平成一七年一月一七日法務省令第一二号)
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（以下「改正後の設置規則」という）別表熊本地方法務局の部及び登記事務委任規則（以下「改正後の委任規則」という）第三十二条の規定は平成十七年一月十五日から、改正後の設置規則別表松山地方法務局の部及び委任規則第四十五条の規定は同月十六日から適用する。	この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（以下「改正後の設置規則」という）別表熊本地方法務局の部及び登記事務委任規則（以下「改正後の委任規則」という）第三十二条の規定は平成十七年一月十五日から適用する。
附 則 (平成一七年一月二八日法務省令第七号)	附 則 (平成一七年一月二八日法務省令第一三号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
一 第一条中別表広島法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定 平成十七年二月一日	二 第二条中別表佐賀県法務局の部四日市支局の款の改正規定 平成十七年二月一日
三 第一条中別表大津地方法務局の部彦根支局の款の改正規定 平成十七年二月一日	四 第一条中別表岐阜地方法務局の部同地方法務局の改正規定 平成十七年二月七日
五 第一条中別表山口地方法務局の部下関支局の款及び山口地方法務局の部長浜支局の款の改正規定 平成十七年二月十三日	六 第一条中別表札幌法務局の部、横浜地方法務局の部、長野地方法務局の部、富山地方法務局の部、大津地方法務局の部長浜支局の款、奈良地方法務局の部及び高松法務局の部、第二条中登記事務委任規則第十八条及び第四十二条の二

附 則 (平成一七年一月二八日法務省令第一四号)	附 則 (平成一七年一月二八日法務省令第一五号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年一月二八日法務省令第一六号)	附 則 (平成一七年一月二八日法務省令第一七号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
一 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定 平成十七年二月十一日	二 第二条中別表水戸地方法務局の部麻生支局の款、宇都宮地方法務局の部、前橋地方法務局の部、千葉地方法務局の部、岐阜地方法務局の部、神戸地方法務局の部社支局の款及び福岡法務局の部同法務局の款の改正規定、第三条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第五条の改正規定、第六条中別表水戸地方法務局の部新見支局の款及び大分地方法務局の部宇佐支局の款の改正規定 平成十七年三月三十一日

附 則 (平成一七年一月二八日法務省令第一七号)	附 則 (平成一七年一月二八日法務省令第一八号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年三月三日法務省令第三四号)	附 則 (平成一七年四月一八日法務省令第六六号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年三月一日法務省令第三三号)	附 則 (平成一七年五月二日法務省令第六八号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年三月三日法務省令第三六号)	附 則 (平成一七年四月一八日法務省令第六六号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。

�冈地方法務局の部掛川支局の款同支局の項の改 正規定及び第二条中第七条第一項の改正規定 は、同月五日から施行する。	附 則 (平成一七年五月二〇日法務省令第 七号) 抄	この省令は、平成十七年五月三十日から施行 する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部の 改正規定は、同月二十三日から施行する。
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める日から施行する。	附 則 (平成一七年六月一日法務省令第 三号) 抄	この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める日から施行する。
第一条中別表前橋地方法務局の部、長野地方 法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規 定 平成十七年六月十三日	附 則 (平成一七年六月二七日法務省令第 二号) 抄	第一条中別表前橋地方法務局の部、長野地方 法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規 定 平成十七年六月十三日
二 略	附 則 (平成一七年六月二七日法務省令第 二号) 抄	二 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定 及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改 正規定 平成十七年六月二十七日
三 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定 及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改 正規定 平成十七年六月二十九日	附 則 (平成一七年八月二六日法務省令第 三号) 抄	三 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定 及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改 正規定 平成十七年六月二十九日
四 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定 定 平成十七年七月七日	附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第 四号) 抄	四 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定 定 平成十七年七月七日
五 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規 定 平成十七年七月十一日	附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第 五号) 抄	五 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規 定 平成十七年七月十一日
六 第一条中別表千葉地方法務局の部及び鹿児島 地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記 事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十七 年七月一日	附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第 六号) 抄	六 第一条中別表千葉地方法務局の部及び鹿児島 地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記 事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十七 年七月一日
七 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 定 平成十七年七月七日	附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第 七号) 抄	七 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 定 平成十七年七月七日
八 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規 定 平成十七年七月十一日	附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第 八号) 抄	八 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規 定 平成十七年七月十一日
九 第一条中別表奈良地方法務局の部及び熊本地 法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規 定 平成十七年八月一日	附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第 九号) 抄	九 第一条中別表奈良地方法務局の部及び熊本地 法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規 定 平成十七年八月一日
十 第一条中別表奈良地方法務局の部及び熊本地 法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事 務委任規則第三十二条の改正規定 平成十七年 八月八日	附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第 十号) 抄	十 第一条中別表奈良地方法務局の部及び熊本地 法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事 務委任規則第三十二条の改正規定 平成十七年 八月八日
十一 第一条中別表那霸地方法務局の部の改正規 定 平成十七年八月十五日	附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第 十一号) 抄	十一 第一条中別表那霸地方法務局の部の改正規 定 平成十七年八月十五日
十二 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規 定 平成十七年十月一日	附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第 十二号) 抄	十二 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規 定 平成十七年十月一日
十三 第一条中別表新潟地方法務局の部の規定及び登記事務 委任規則第十条第七項の規定は、平成十七年十 月一日から適用する。	附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第 十三号) 抄	十三 第一条中別表新潟地方法務局の部の規定及び登記事務 委任規則第十条第七項の規定は、平成十七年十 月一日から適用する。
十四 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び新潟地 方法務局の部の改正規定 平成十七年九月一日	附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第 十四号) 抄	十四 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び新潟地 方法務局の部の改正規定 平成十七年九月一日
十五 第一条中別表浜松支局の款の改正規定並びに第 二条中登記事務委任規則第七条、第十二条及び 第二十三条の改正規定 平成十七年九月二十 六日	附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第 十五号) 抄	十五 第一条中別表浜松支局の款の改正規定並びに第 二条中登記事務委任規則第七条、第十二条及び 第二十三条の改正規定 平成十七年九月二十 六日
十六 第一条中別表静岡地方法務局の部及び静岡地 方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事 務委任規則第七条、第十二条及び第二十三条的 改正規定 平成十七年九月二十一日	附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第 十六号) 抄	十六 第一条中別表静岡地方法務局の部及び静岡地 方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事 務委任規則第七条、第十二条及び第二十三条的 改正規定 平成十七年九月二十一日
十七 第一条中別表仙台法務局の部、水戸地方法務 局の部同地方法務局の款及び太田支局の款、静 岡地方法務局の部、金沢地方法務局の部同地 方法務局の款、徳島地方法務局の部、長崎地方法 務局の部五島支局の款並びに鹿児島地方法務局 の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第 七条、第二十一条、第三十条及び第三十四条的 改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第 一太田人権擁護委員協議会の項の改正規定 平 成十七年十月十一日	附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第 十七号) 抄	十七 第一条中別表仙台法務局の部、水戸地方法務 局の部同地方法務局の款及び太田支局の款、静 岡地方法務局の部、金沢地方法務局の部同地 方法務局の款、徳島地方法務局の部、長崎地方法 務局の部五島支局の款並びに鹿児島地方法務局 の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第 七条、第二十一条、第三十条及び第三十四条的 改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第 一太田人権擁護委員協議会の項の改正規定 平 成十七年十月十一日
十八 第一条中別表水戸地方法務局の部明石支局の 款の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第 十三条の改正規定 平成十七年十月二十四日	附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第 十八号) 抄	十八 第一条中別表水戸地方法務局の部明石支局の 款の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第 十三条の改正規定 平成十七年十月二十四日
十九 第一条中別表水戸地方法務局の部及び出張所設置規 則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年 十月一日から適用する。	附 則 (平成一七年九月二二日法務省令第 十九号) 抄	十九 第一条中別表水戸地方法務局の部及び出張所設置規 則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年 十月一日から適用する。
二十 第一条中別表高松地方法務局の部の改正規定 公 布 の 日	附 則 (平成一七年一〇月三日法務省令第 二十号) 抄	二十 第一条中別表高松地方法務局の部の改正規定 公 布 の 日
二十一 第一条中別表札幌地方法務局の部、函館地方法務 局の部、釧路地方法務局の部、盛岡地方法務局 の部花巻支局の款及び二戸支局の款、福	附 則 (平成一七年一〇月三日法務省令第 二十一号) 抄	二十一 第一条中別表札幌地方法務局の部、函館地方法務 局の部、釧路地方法務局の部、盛岡地方法務局 の部花巻支局の款及び二戸支局の款、福

一 島地方法務局の部同地方法務局の款及び相馬支局の款、宇都宮地方法務局の部同地方法務局の款、前橋地方法務局の部、岐阜地方法務局の部同地方法務局の款、津地方法務局の部、大津地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、高松地方法務局の部、高知地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部、宮崎地方法務局の部並びに那霸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定並びに第四条中別表第一園部人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月一日

二 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の款、宇都宮地方法務局の部柄木支局の款及び福井地方法務局の部の改正規定並びに第二条の改正規定並びに第四条中八日市場人権擁護委員登記事務委任規則第六条及び第二十条の改正規定 平成十八年一月十日

三 第一条中千葉地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部多治見支局の款の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中八日市場人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月二十日

四 第一条中甲府地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定 平成十八年一月三日

附 則 (平成一八年一月四日法務省令第二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二三日法務省令第五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月一〇日法務省令第二号)
この省令は、公布的日から施行する。

附 則 (平成一八年一月三一日法務省令第八号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
第一条中別表函館地方法務局の部、さいたま地方法務局の部及び福井地方法務局の部の改正規定 平成十八年二月一日

二 第一条中別表東京法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一條の改正規定 平成十八年一月六日

三 第一条中別表神戸地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定 平成十八年一月十三日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十八年二月二十六日

五 第一条中別表盛岡地方法務局の部水沢支局の款、水戸地方法務局の部土浦支局の款及び官崎地方法務局の部延岡支局の款の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定並びに第三条の改正規定 平成十八年二月二十五日

六 第一条中別表宮崎地方法務局の部日向支局の款の改正規定 平成十八年二月二十七日

七 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の款、水戸地方法務局の部同地方法務局の款及び鹿嶋支局の款及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十八年二月二十七日

附 則 (平成一八年二月六日法務省令第
一一号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第一条の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条及び第三十条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年二月二十日

月二十一日

附 則 (平成一八年二月二〇日法務省令第
第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二七日法務省令
第一七号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表青森地方法務局の部 広島法務局の部、徳島地方法務局の部、高知地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定 第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年三月一日

二 第一条中別表福井地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月五日

三 第一条中別表釧路地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月三日

四 第一条中別表盛岡地方法務局の部、東京法務局の部及び横浜地方法務局の部の改正規定並び

五 定 平成十八年三月六日

六 定 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条の改正規定 平成十八年三月十三日

七 定 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十五日

七 定 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十九日

附 則 (平成一八年三月七日法務省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表甲府地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月一日から適用する。

附 則 (平成一八年三月一五日法務省令第二二号)

この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十八日

二 第一条中別表高松地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月二十一日

附 則 (平成一八年三月二〇日法務省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二二日法務省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表岡山地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月二十一日から適用する。

附 則 (平成一八年三月二三日法務省令第二六号)

この省令は、平成十八年三月三十一日から施行する。ただし、第一条中別表十葉地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条の改正規定、第三条の改正規定及び第四条中別表第一佐原人権擁護委員協議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二七日法務省令第二七号)

附 則（平成一八年三月三〇日法務省令第三〇号）
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
二 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定
正規定 平成十八年四月十七日
三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定
正規定 平成十八年四月二十四日
四 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定
正規定 平成十八年五月十五日
五 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定 平成十八年六月十九日
六 第一条中別表岡山地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成十八年六月二十六日
附 則（平成一八年五月二六日法務省令第六〇号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略
四 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十八年六月十二日
五 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定 平成十八年六月十九日
六 第一条中別表岡山地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成十八年六月二十六日
附 則（平成一八年七月三日法務省令第六四号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定
正規定 公布の日
二 第一条中別表千葉地方法務局の部、横浜地方法務局の部、新潟地方法務局の部、大津地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定
正規定 第二条中登記事務委任規則第三条、第十三条、第三十条及び第三十三条の改正規定、第三

三 第一条中別表松江地方法務局の部の改正規定
定 平成十九年十月二十九日
附 則 (平成一九年一〇月二三日法務省令第六〇号)
この省令は、平成十九年十一月一日から施行する。
附 則 (平成一九年一一月一九日法務省令第六四号)
この省令は、平成二十年一月二十一日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定は、同月三十一日から施行する。
附 則 (平成一九年一一月二〇日法務省令第六五号)
この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定及び第三条の規定は、同年十二月一日から施行する。
附 則 (平成一九年一二月七日法務省令第六六号)
この省令は、平成十九年十一月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号で該各号に定める日から施行する。
一 別表高知地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月一日
二 別表函館地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月十五日
附 則 (平成一〇年二月四日法務省令第四号)
この省令は、平成二十年二月十二日から施行する。ただし、第一条中別表山形地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定、第三条中別表山形の項の改正規定並びに第四条中別表第一長井人権擁護委員協議会の項の改正規定は、同月二十五日から施行する。
附 則 (平成一〇年二月二六日法務省令第七号)
この省令は、平成二十年三月三日から施行する。
附 則 (平成一〇年二月二六日法務省令第八号)
この省令は、平成二十年三月十七日から施行する。ただし、第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第一項の改正規定は、同月二十一日から施行する。
附 則 (平成一〇年二月二六日法務省令第九号)
この省令は、平成二十年三月三日から施行する。

三 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定
定 第二条中登記事務委任規則第三十六条、第三十七条及び第四十五条第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年十月二十七日
附 則 (平成二〇年九月三〇日法務省令第五五号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定は平成二十年三月十日から、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定は同年四月二十八日から施行する。
附 則 (平成二〇年四月三〇日法務省令第三二号)
この省令は、平成二十年五月七日から施行する。
附 則 (平成二〇年五月二九日法務省令第三九号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号で該各号に定める日から施行する。
一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十年六月九日
二 略
三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条から第十六条までの改正規定 平成二十年七月一日
四 第一条中別表法務局の部の改正規定並びに第三条中別表法務局の部の改正規定 平成二十年七月一日
五 第一条中別表法務局の部の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年七月十四日
附 則 (平成二〇年九月九日法務省令第五一号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号で該各号に定める日から施行する。
一 第一条中別表法務局の部の改正規定へ「青葉区」を「宮城野区」に改める部分に限る 平成二十一年一月五日
二 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定へ「青葉区」を「宮城野区」に改める部分に限る 平成二十一年一月五日
三 第一条中別表岡山地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定 平成二十一年一月十三日
四 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定 (第二十二条に規定する改正規定を除く) 及び別表名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十七条の改正規定 平成二十一年一月十九日
附 則 (平成二一年二月五日法務省令第二二号)
この省令は、平成二十一年二月九日から施行する。

三 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定
定 第二条中登記事務委任規則第十一項、第二十一項及び第三十条第一項の改正規定は同月二十一日から施行する。
附 則 (平成二一年六月二二日法務省令第三二号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定は平成二十一年七月六日から、第一条中別表横浜地方法務局の部及び京都地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一項、第二十一項及び第三十条第一項の改正規定は同月二十一日から施行する。
附 則 (平成二一年七月二二日法務省令第三五号)
この省令は、平成二十一年八月三日から施行する。
附 則 (平成二一年八月二四日法務省令第三七号)
この省令は、平成二十一年九月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号で該各号に定める日から施行する。
一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条の二及び第十二条第二項の改正規定 平成二十一年九月十四日
二 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一項の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条の二及び第十二条第二項の改正規定 平成二十一年九月十四日
附 則 (平成二一年九月一六日法務省令第四号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の第二条中登記事務委任規則第七条第二項の規定は、平成二十一年十一月一日から適用する。ただし、第一条中別表宮崎地方法務局の部日南支局の款同支局の項の改正規定は、同月三十日から施行する。

三 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定
定 第二条中登記事務委任規則第三十六条、第三十七条及び第四十五条第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年十月二十七日
附 則 (平成二一年四月一七日法務省令第二一号)
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定並びに大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。
附 則 (平成二一年四月一七日法務省令第五八号)
この省令は、平成二十一年五月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条第二項、第七条第四項及び第五项、第三十三条第一項並びに第四十二条の二の改正規定 平成二十一年五月七日
附 則 (平成二一年五月二八日法務省令第五五号)
この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。
附 則 (平成二一年五月二八日法務省令第五四号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定は平成二十一年七月六日から、第一条中別表横浜地方法務局の部及び京都地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一項、第二十一項及び第三十条第一項の改正規定は同月二十一日から施行する。
附 則 (平成二一年六月二二日法務省令第三二号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定は平成二十一年七月六日から、第一条中別表横浜地方法務局の部及び京都地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一項、第二十一項及び第三十条第一項の改正規定は同月二十一日から施行する。
附 則 (平成二一年七月二二日法務省令第三五号)
この省令は、平成二十一年八月三日から施行する。
附 則 (平成二一年八月二四日法務省令第三七号)
この省令は、平成二十一年九月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号で該各号に定める日から施行する。
一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条の二及び第十二条第二項の改正規定 平成二十一年九月十四日
二 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一項の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条の二及び第十二条第二項の改正規定 平成二十一年九月十四日
附 則 (平成二一年九月一六日法務省令第四号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の第二条中登記事務委任規則第七条第二項の規定は、平成二十一年十一月一日から適用する。ただし、次の

館 函	支 局	函館地 方法務局	日 高	安 俱 知	滝 川	牧 苦 小				
(函 館)	出 張 所		(日 高)	安 (俱 知)	(滝 川)	牧 (苦 小)				
函 館 市	北 海 道	位置	か 町 新 ひ だ	日 高 郡 北 海 道	町 俱 知 安	虻 田 郡 北 海 道	滝 川 市 北 海 道	市 苦 小 牧 北 海 道		
龜 田 郡 上 磯 市 北 斗 市 北 海 道 の 内	松 前 郡 函 館 市 北 海 道 の 内	管 轄 区 域	幌 泉 郡 新 冠 郡 北 海 道 の 内	浦 河 郡 沙 流 郡 北 海 道 の 内	古 宇 内 郡 知 安 町 別 町 留 寿 都 村 京 極 町 喜 茂 村 俱	虹 石 礁 谷 郡 北 海 道 の 内	樺 戶 郡 北 海 道 の 内	空 知 郡 内 市 奈 井 江 町 上 砂 川	歌 志 内 市 滝 川 市 赤 平 市 芦 別 市 厚 真 町 勇 払 郡 白 老 郡 苦 小 牧 市 北 海 道 の 内 む か わ 町 勇 払 郡 の 内 安 平 町	月 形 町 夕 張 郡 南 幌 町

米沢	形(山)			支局 出張所	山形地方法務局	大曲	本荘	大館	能代	田(秋)	支局 出張所	秋田地方法務局
	村山	(山形)	(大曲)			(本荘)	(大館)	(能代)	(秋田)			
(米沢)	村山	(山形)	(大曲)	(本荘)	(大館)	(能代)	(秋田)	(秋田)	(秋田)	(秋田)	(秋田)	(秋田)
米沢市	山形県	村山市	山形県	山形市	山形県	位置	大仙市	秋田県	秋田市	能代市	秋田市	秋田市
西置賜郡	東置賜郡	長井市	南陽市	米沢市	山形県の内	北村山郡	尾花沢市	東根市	村山市	山形県の内	山形県の内	管轄区域

鶴岡	酒田	新庄	江寒河	島(福)	支局	福島地方法務局	出張所	江(寒河)	田島	若松	郡山
(鶴岡)	(酒田)	(新庄)	(新庄)	(福島)				(新庄)	(郡山)	(若松)	
山形県	鶴岡市	山形県	山形県	山形県	位置	市	寒河江	山形県	郡山市	福島県	郡山
山形県の内	鶴岡市	山形県の内	山形県の内	山形県の内	管轄区域	西村山郡	寒河江市	山形県の内	新庄市	福島県の内	郡山
三川町	酒田市	東田川郡の内	東田川郡の内	東田川郡の内		庄内町	鮎海郡	山形県の内	鮎海郡	福島県の内	郡山
鶴岡市	鶴岡市	鶴岡市	鶴岡市	鶴岡市		東北	東北	東北	東北	東北	郡山
田村郡 平田村 玉川村 石川村 の内	福島県の内	福島県の内	福島県の内	福島県の内		伊達郡	伊達郡	伊達郡	伊達郡	伊達郡	郡山
須賀川市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市		本宮市	本宮市	本宮市	本宮市	本宮市	郡山
福島県の内	福島県の内	福島県の内	福島県の内	福島県の内		喜多方市	喜多方市	喜多方市	喜多方市	喜多方市	郡山
郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市		耶麻郡	耶麻郡	耶麻郡	耶麻郡	耶麻郡	郡山
福島県の内	福島県の内	福島県の内	福島県の内	福島県の内		大沼郡	大沼郡	大沼郡	大沼郡	大沼郡	郡山
郡山の内	郡山の内	郡山の内	郡山の内	郡山の内		南会津郡	南会津郡	南会津郡	南会津郡	南会津郡	郡山
内	内	内	内	内		田村市	田村市	田村市	田村市	田村市	郡山
内	内	内	内	内		須賀川市	須賀川市	須賀川市	須賀川市	須賀川市	郡山
内	内	内	内	内		岩瀬郡	岩瀬郡	岩瀬郡	岩瀬郡	岩瀬郡	郡山
内	内	内	内	内		郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山
内	内	内	内	内		福島県	福島県	福島県	福島県	福島県	郡山

							京(東)	支局	東京法務局	相馬	白河	きいわ
城南	品川	墨田	台東	新宿	港		(東京)	出張所	(相馬)	(白河)	富岡	(いわ)
東京都	品川区	東京都	墨田区	東京都	台東区	新宿区	東京都	港区	東京都	相馬市	福島県	市いわき
東京都の内	品川区	東京都の内	江東区	墨田区	東京都の内	台東区	東京都の内	新宿区	東京都の内	相馬郡	福島県の内	福島県の内
										古殿町	白河市	福島県の内
										浅川町	西白河郡	福島県の内
										石川町	石川郡の内	双葉郡
										東白川郡		
										利島村		
										新島村		
										神津島村		
										御藏島村		
										小笠原村		
										八丈支庁の所管区		
										千代田区	東京都の内	
										中央区		
										大島町		
										文京区		
										千代田区		
										東京都の内		

府中	子八王														
(府中)	町田	立川	子(八王)	江戸川	城北	練馬	板橋	北	豊島	杉並	中野	渋谷	世田谷		
府中市	東京都	立川市	市八王子	区江戸川	葛飾区	練馬区	板橋区	北区	豊島区	杉並区	中野区	渋谷区	区世田谷	大田区	東京都
国立市	小金井市	武藏野市	東京都の内	稻城市	足立区	東京都の内	板橋区	北区	豊島区	杉並区	中野区	渋谷区	区世田谷	大田区	東京都の内

崎龍ヶ		土浦		日立	戸(一水)		支局	摩西多							
取手	崎(龍ヶ)	つくば	(土浦)	(日立)	(水戸)	(水戸)	出張所	(西多)	(西多)	田無					
取手市	茨城県	市龍ヶ崎	茨城県	土浦市	茨城県	茨城県	位置			福生市	東京都	市西東京	東京都	西東京	茨城県
守谷市	牛久市	茨城県の内	北相馬郡	稲敷郡の内	茨城県の内	茨城県の内	茨城県の内	茨城県の内	茨城県の内	青梅市	東京都の内	東久留米市	西東京市	小平市	東京都の内

日光	栃木		足利	宮(宇都)	支局	鹿嶋	太田	常陸							下妻
(日光)	小山		(足利)	宮(宇都)	支局	(鹿嶋)	(太田)	(常陸)			筑西		(下妻)		(下妻)
栃木県	小山市	栃木県	栃木市	足利市	栃木県	宇都宮	栃木県	常陸太	茨城県	筑西市	茨城県	茨城県	下妻市	茨城県	茨城県の内
栃木県の内	野木町	下都賀郡の内	壬生町	下都賀郡の内	高根沢町	塩谷郡の内	那須烏山市	鹿沼市	茨城県の内	久慈郡	常陸太田市	茨城県の内	坂東市	常総市	茨城県の内

条中之	富岡	沼田	太田	崎伊勢	桐生	高崎	橋(前)	支局	前橋地方法務局	原大田	真岡				
条(中之)	(富岡)	(沼田)	(太田)	崎(伊勢)	(桐生)	(高崎)	渋川	(前橋)	出張所	原(大田)	(真岡)				
吾妻郡	群馬県	群馬県	群馬県	市伊勢崎	群馬県	高崎市	群馬県	前橋市	位置	市大田原	栃木県	真岡市	栃木県	日光市	塩谷郡の内
吾妻郡	群馬県の内	甘樂郡	上野村	多野郡の内	利根郡	沼田市	群馬県の内	佐波郡	伊勢崎市	群馬県の内	群馬県の内	那須郡	芳賀郡	塩谷町	日光市

熊谷		川越												
本庄	(熊谷)	坂戸	(川越)	志木	上尾	鴻巣	川口					(さいたま)	支局	さいたま
本庄市	埼玉県	熊谷市	埼玉県	坂戸市	埼玉県	川越市	埼玉県	志木市	埼玉県	上尾市	鴻巣市	埼玉県	中央区	埼玉県
本庄市	埼玉県	熊谷市	埼玉県	坂戸市	埼玉県	川越市	埼玉県	志木市	埼玉県	上尾市	鴻巣市	埼玉県	さいたま市	埼玉県の内
本庄市	埼玉県の内	大里郡	深谷市	行田市	熊谷市	埼玉県の内	鳩山町	比企郡の内	入間郡の内	毛呂山町	鶴ヶ島市	埼玉県の内	新座市	埼玉県の内
													和光市	埼玉県の内
													志木市	朝霞市
													ふじみ野市	埼玉県の内
													富士見市	埼玉県の内
													入間郡の内	埼玉県の内
													三芳町	埼玉県の内
													川島町	埼玉県の内
													北足立郡	埼玉県の内
													桶川市	埼玉県の内
													上尾市	埼玉県の内
													鴻巣市	埼玉県の内
													北本市	埼玉県の内
													蓮田市	埼玉県の内
													戸田市	埼玉県の内

葉(千)	支局	千葉地方法務局	久喜	越谷			山東松	所沢		秩父
(千葉)	出張所		(久喜)	草加	春日部	(越谷)	山)(東松	飯能	(所沢)	(秩父)
千葉市	位置		久喜市	埼玉県	草加市	埼玉県	市春日部	埼玉県	飯能市	埼玉県
千葉市	管轄区域 千葉県の内	白岡市	幸手市	久喜市	羽生市	加須市	埼玉県の内	三郷市	八潮市	埼玉県の内

厚木	原相模	二宮	西湘	湘南	賀横須		川崎			
(厚木)	原(相模)	二宮	(西湘)	(湘南)	賀(横須)	麻生	(川崎)	青葉	栄	
厚木市 神奈川県中央区	市相模原 神奈川県	宮町 中郡二	藤沢市 神奈川県	市横須賀 神奈川県	川崎市 麻生区 神奈川県	川崎市 麻生区 神奈川県	横浜市 青葉区 神奈川県	横浜市 横浜市栄区 神奈川県	横浜市 横浜市栄区 神奈川県	旭区 横浜市
愛甲郡 厚木市 秦野市 神奈川県の内	伊勢原市 相模原市 神奈川県の内	足柄上郡 中郡 南足柄市 小田原市 平塚市 神奈川県の内	茅ヶ崎市 鎌倉市 藤沢市 神奈川県の内	多摩区 逗子市 横須賀市 神奈川県の内	高津区 川崎市内の内 神奈川県の内	川崎市内の内 神奈川県の内	川崎市内の内 神奈川県の内	横浜市内の内 神奈川県の内	横浜市内の内 神奈川県の内	港南区 港南区 栄区 神奈川県の内

川糸魚	村上	町十日	新津	田新發	柏崎	三条	長岡	潟(新潟)	支局	新潟地方法務局
川(糸魚)	(村上)	町(十日)	(新津)	田(新發)	(柏崎)	(三条)	(長岡)	(新潟)	出張所	大和
市糸魚川 新潟県	村上市 新潟県	市十日町 新潟県	秋葉区 新潟市 新潟県	市新發田 新潟県	柏崎市 新潟県	三条市 新潟県	長岡市 新潟県	新潟市 新潟県	位置	神奈川県大和市
糸魚川市 新潟県の内	岩船郡 村上市 新潟県の内	中魚沼郡 十日町市 新潟県の内	阿賀野市 東蒲原郡 五泉市 秋葉区 南区 新潟市内の内	北蒲原郡 胎内市 新發田市 新潟県の内	刈羽郡 三島郡 柏崎市 新潟県の内	西蒲原郡 燕市 加茂市 三条市 新潟県の内	長岡市 小千谷市 見附市 新潟県の内	新潟市内の内	管轄区域	神奈川県の大和市海老名市

野(長)	支局	長野地方法務局	鰍沢		大月		府(甲)	支局	沼南魚	佐渡	上越
(長野)	出張所		(鰍沢)	吉田	(大月)		(甲府)	出張所	(沼) (佐渡)		(上越)
長野市 長野県	位置		町富士川 郡南巨摩 山梨県	市富士吉 市山梨	大月市 山梨県	山梨県	甲府市 山梨県	位置	市南魚沼 新潟県	佐渡市 新潟県	上越市 新潟県
須坂市 長野県の内	管轄区域		南巨摩郡 西八代郡 山梨県の内	口湖町 中湖村 富士吉田市	北都留郡 上桂町 都留市	山梨県の内	北杜市 山梨県の内	管轄区域	南魚沼市 新潟県の内	佐渡市 新潟県の内	上越市 新潟県の内

岡(静)	支局	静岡地方法務局	木曾	佐久	飯山	大町	伊那	諏訪	飯田	上田	松本
(静岡)	出張所		(木曾)	(佐久)	(飯山)	(大町)	(伊那)	(諏訪)	(飯田)	(上田)	(松本)
静岡市 静岡県	位置		木曾町 長野県	佐久市 長野県	飯山市 長野県	大町市 長野県	伊那市 長野県	諏訪市 長野県	飯田市 長野県	上田市 長野県	松本市 長野県
静岡市 静岡県の内	管轄区域		木曾郡 長野県の内	北佐久郡 佐久市 小諸市 長野県の内	下水内郡 飯山市 中野市 長野県の内	北安曇郡 大町市 上伊那郡 駒ヶ根市	茅野市 長野県の内	諏訪郡 岡谷市 長野県の内	飯田市 下伊那郡 長野県の内	東御市 小県郡 塩尻市 長野県の内	上水内郡 上高井郡 長野県の内

屋 (名古)	支局	名古屋法務局	下田	袋井	藤枝	掛川	富士		沼津	浜松		
屋 (名古)	出張所		(下田)	(袋井)	(藤枝)	(掛川)	(富士)	熱海	(沼津)	磐田	(浜松)	清水
市 名古屋	愛知県 位置		下田市 静岡県	袋井市 静岡県	藤枝市 静岡県	掛川市 静岡県	富士市 静岡県	熱海市 静岡県	沼津市 静岡県	磐田市 静岡県	浜松市 静岡県	清水区 静岡市
名古屋市 内	愛知県 管轄区域		賀茂郡 下田市 静岡県の内	周智郡 袋井市 静岡県の内	榛原郡 牧之原市 藤枝市 静岡県の内	焼津市 島田市 静岡県の内	菊川市 御前崎市 掛川市 静岡県の内	富士市 富士宮市 静岡県の内	伊東市 熱海市 静岡県の内	田方郡 駿東郡 伊豆の国市 伊豆市 裾野市 御殿場市 三島市 沼津市 静岡県の内	磐田市 浜松市 静岡県の内	清水区 静岡市 静岡県の内

（岐阜）	支局	岐阜地方法務局	小浜	武生	敦賀	井（福）	支局	福井地方法務局	輪島	小松	七尾
（岐阜）	出張所		（小浜）	（武生）	（敦賀）	（福井）	出張所	（輪島）	（小松）	（七尾）	
岐阜市	岐阜県	位置	小浜市 福井県	越前市 福井県	敦賀市 福井県	福井市 福井県	位置	輪島市 石川県	小松市 石川県	七尾市 石川県	
各務原市	岐阜市	管轄区域	大飯郡 小浜市 福井県の内	丹生郡 南条郡 今立郡 越前市 福井県の内	三方上中郡 鯖江市 福井県の内	敦賀市 福井県の内	吉田郡 坂井市 あわら市 勝山市 大野市 福井市 福井県の内	鳳珠郡 珠洲市 輪島市 石川県の内	能美市 加賀市 小松市 石川県の内	鹿島郡 羽咋市 七尾市 石川県の内	河北郡 能美郡

		阪 (大		支局 大阪法務局	熊野		伊賀	桑名 (桑名)	松阪 (松阪)
池田	北	天王寺	(大阪)		出張所	尾鷲	(熊野)	(伊賀)	
	北区	大阪市	大阪府		位置	尾鷲市	三重県	伊賀市	三重県
池田市	大阪府	大阪市	大阪府	大阪市	大阪府	三重県	三重県	桑名市	三重県
箕面市	大阪府の内	淀川区	此花区	大阪市内の内	大阪府の内	三重県の内	三重県の内	桑名郡	多気郡
池田市	豊中市	北区	区	大阪市内の内	大阪市内の内	南牟婁郡	伊賀市	桑名市	度会郡
池田市	大阪府の内	淀川区	区	大阪市内の内	大阪市内の内	北牟婁郡	北牟婁郡	いなべ市	松阪市
箕面市	大阪府の内	東淀川区	西淀港	平野区	四條畷市	三重県の内	三重県の内	桑名郡	三重県の内
池田市	大阪府の内	区	区	吉区	大阪市内の内	熊野市	伊賀市	桑名市	松阪市
箕面市	大阪府の内	区	区	生野区	大阪市内の内	浪速区	伊賀市	桑名市	三重県の内
池田市	大阪府の内	区	区	天王寺区	大阪市内の内	東区	伊賀市	桑名市	度会郡
箕面市	大阪府の内	区	区	住吉区	大阪市内の内	西成区	伊賀市	桑名市	度会郡
池田市	大阪府の内	区	区	阿倍野区	大阪市内の内	旭区	伊賀市	桑名市	度会郡
箕面市	大阪府の内	区	区	東住区	大阪市内の内	鶴城	伊賀市	桑名市	度会郡
池田市	大阪府の内	区	区	西淀区	大阪市内の内		伊賀市	桑名市	度会郡
箕面市	大阪府の内	区	区	福島区	大阪市内の内		伊賀市	桑名市	度会郡
池田市	大阪府の内	区	区	東成区	大阪市内の内		伊賀市	桑名市	度会郡
箕面市	大阪府の内	区	区	鶴城	大阪市内の内		伊賀市	桑名市	度会郡

津(大)	支局	大津地方法務局	阪東大	林富田	阪北大	田岸和	堺			
(大津)	出張所		阪(東大)	林(富田)	阪(北大)	田(岸和)	(堺)	枚方	守口	
大津市	滋賀県	位置	市東大阪府	市富田林	茨木市	岸和田	堺区	枚方市	大阪府	大阪府
栗東市	守山市	管轄区域	柏原市	八尾市	大阪府の内	大阪府の内	大阪府の内	大阪府の内	大阪府の内	豊能郡
大津市	草津市		東大阪市	南河内郡	藤井寺市	河内長野市	泉南郡	寝屋川市	門真市	大阪府の内
					羽曳野市	富田林市	大阪市	大阪狭山市	守口市	大阪府の内
					高槻市	吹田市	岸和田市	松原市	守口市	豊能郡
					茨木市	大阪府の内	泉佐野市	泉大津市	守口市	大阪府の内
					三島郡	大阪府の内	貝塚市	泉大津市	守口市	豊能郡
					摂津市	大阪府の内	泉佐野市	泉大津市	守口市	大阪府の内
					大阪府の内	大阪府の内	大阪府の内	大阪府の内	守口市	豊能郡

宇治	舞鶴	山福知	都(京)			京都地方法務局	甲賀	長浜	彦根		
(宇治)	(舞鶴)	山(福知)	伏見	嵯峨	(京都)	出張所	(甲賀)	(長浜)	東近江	(彦根)	高島
宇治市	京都府	市福知山	伏見区	京都市	京都府	右京区	京都市	上京区	京都市	滋賀県	滋賀県
京都市	舞鶴市	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	滋賀県	滋賀県
久世郡	京田辺市	城陽市	宇治市	京都府の内	京都府の内	京都府の内	京都府の内	京都府の内	京都府の内	滋賀県の内	滋賀県の内
	八幡市	舞鶴市	京都府の内	綾部市	福知山市	京都府の内	京都府の内	京都府の内	京都府の内	大上郡	野洲市

洲本	西宮	明石	尼崎	姫路		戸(神)	支局	園部	後京丹	宮津	
(洲本)	(西宮)	(明石)	(尼崎)	(姫路)	東神戸	北	須磨	(神戸)	(京丹)	(宮津)	木津
洲本市	兵庫県	西宮市	兵庫県	明石市	兵庫県	北区	神戸市	兵庫県	京都府	京都府	京都府
淡路市	兵庫県の内	芦屋市	兵庫県の内	三木市	兵庫県の内	兵庫県の内	神戸市	兵庫県の内	京都府の内	京都府の内	京都府の内

葛城	良(奈)	支局	奈良地方法務局	柏原	社	龍野	川加古	豊岡	伊丹
(葛城)	(奈良)	(出張所)		(柏原)	(社)	(龍野)	(川)加古	(豊岡)	(伊丹)
奈良県	奈良市	奈良県	位置	丹波市	兵庫県	市たつの	兵庫県	兵庫県	兵庫県
大和高田市	奈良県の内	生駒郡	山辺郡	生駒市	天理市	多可郡	加東市	兵庫県の内	兵庫県の内

田辺		御坊	橋本	山(和歌)	支局	和歌山地方法務局	五條	中和
(田辺)		(御坊)	(橋本)	山(和歌)	(出張所)		(五條)	(中和)
田辺市	和歌山	御坊市	橋本市	市和歌山	位置		五條市奈良県	檜原市奈良県
みなべ町	和歌山県の内	日高郡の内	日高川町	日高郡の内	伊都郡	橋本市	川上村奈良県の内	田市大和高

米子	取(鳥)	支局	鳥取地方法務局	市廿日	島東広	三次	福山	尾道	吳	島(広)	支局	広島法務局	新宮	
(米子)	(鳥取)	(出張所)		(市)(廿日)	(島)(東広)	(三次)	(福山)	(尾道)	(吳)	(可部)	(広島)	(出張所)	(新宮)	
鳥取県	鳥取市	鳥取県	位置	市廿日市	広島県	広島県	福山市	尾道市	吳市	広島県	中区	広島市	県和歌山	新宮市
鳥取県の内	八頭郡	岩美郡	管轄区域	廿日市市	大竹市	豊田郡	竹原市	庄原市	神石郡	広島県の内	安芸郡	広島市	西区	東牟婁郡

周南	萩	宇部	下関	口山	支局	山口地方法務局	備前	高梁	笠岡	津山	倉敷		
(周南)	(萩)	(宇部)	(下関)	(山口)	出張所		(備前)	(高梁)	(笠岡)	(津山)	(倉敷)		
山口県	萩市	山口県	宇部市	山口県	下関市	山口市	山口市	岡山県	岡山市	津山市	岡山県		
山口県の内	阿武郡 長門市	萩市 山口県の内	宇部市 山陽小野田市	山口県の内	下関市 山口県の内	美祢市 山口市	防府市 山口市	山口県の内 和気郡 瀬戸内市	新見市 高梁市 岡山県の内	久米郡 浅口市 井原市 笠岡市 岡山県の内	都窪郡 英田郡 勝田郡 苦田郡 真庭郡 美作市 真庭市 津山市 岡山県の内	倉敷市 岡山県の内	玉野市 南区 る地域を除く)

大洲	西条	島宇和	今治			山(松)	支局	松山地方法務局	美馬	
(大洲)	(西条)	(島)(宇和)	(今治)			(松山)	出張所	(美馬)		
愛媛県	西条市	愛媛県 市宇和島	愛媛県 今治市	愛媛県 愛媛県 の内		砥部町	伊予郡	愛媛県 松山市	愛媛県 位置	徳島県 阿南市
愛媛県の内	西条市	愛媛県 新居浜市	愛媛県 北宇和郡	愛媛県 宇和島市	愛媛県 今治市	愛媛県 の内	砥部町	伊予郡 の内	愛媛県の内 松山市(砥部出張所の管轄に属する地域を除く)	徳島県 那賀郡 阿南市
						梅本町	井町	吉町	町	三好郡 美馬市 徳島県 の内
						森町	上浮穴郡	野町	町	三好郡 美馬市 徳島県 の内
						東温市	東温市	浄瑠璃町	町	三好郡 美馬市 徳島県 の内
						高井町	水泥町	中野町	町	三好郡 美馬市 徳島県 の内
						久谷町	久谷町	北梅本町	町	三好郡 美馬市 徳島県 の内
						南平町	南平町	上野町	町	三好郡 美馬市 徳島県 の内
						西津村	西津村	大橋町	町	三好郡 美馬市 徳島県 の内
						小谷町	小谷町	上川原町	町	三好郡 美馬市 徳島県 の内

岡(福)		支局	福岡法務局	香美	十四万	須崎	安芸	知(高)	支局	高知地方法務局	中央国(四国)
西新	(福岡)	出張所		(香美)	(十四万)	(須崎)	(安芸)	(高知)	出張所	中央(四国)	
福岡市	福岡県	中央区	福岡市	高知県	市四万十	須崎市	高知県	高知市	高知市	位置	愛媛県(四国中)
福岡県の内	中央区	東区	福岡市内の内	高知県の内	幡多郡	高知県の内	高知県の内	高知県の内	高知県の内	管轄区域	八幡浜市(西宇和郡)
	南区	南区	博多区	香南市	香美市	土佐清水市	宿毛市	安芸郡	佐川町		大洲市(西予市)
			中	長岡郡	土佐郡	津野町	中土佐町	安芸郡	日高村		喜多郡(愛媛県の内)
						四万十町	檍原町	高知県の内	高知県の内		大洲市(西宇和郡)

柳川	田川	飯塚	直方	米久留		州北九						
(柳川)	(田川)	(飯塚)	(直方)	米(久留)	八幡	州(北九)	福間	粕屋				
柳川市 福岡県	田川市 福岡県	飯塚市 福岡県	直方市 福岡県	市久留米 福岡県	区八幡西 福岡県	市北九州 福岡県	市小倉北 福岡県	市北九州 福岡県	福津市 福岡県	糟屋町 福岡郡	福岡県	早良区
柳川市 福岡県の内	田川市 福岡県の内	嘉穂郡 飯塚市 福岡県の内	鞍手郡 宮若市 直方市 福岡県の内	三井郡 うきは市 久留米市 福岡県の内	遠賀郡 中間市 福岡県の内	若松区 八幡西区 北九州市の内	北九州市の内 門司区 戸畠区	福岡県の内 糟屋郡の内 古賀市 宗像市	新宮町 福津市 古賀市 宗像市	志免町 宇美町 糟屋郡の内 福岡県の内	福岡県の内 糸島市	福岡市の内 西区 城南区 早良区

長崎地方法務局	武雄	里伊万	唐津	賀(佐)		支局	佐賀地方法務局	筑紫		行橋	八女	朝倉	
	(武雄)	里(伊万)	(唐津)	鳥栖	(佐賀)	出張所		(筑紫)	(行橋)	(八女)	(朝倉)		
	武雄市	市伊万里	佐賀県	佐賀県	佐賀市	佐賀市	位置	福岡県筑紫野市	福岡県行橋市	福岡県八女市	福岡県朝倉市	福岡県朝倉市	
	藤津郡	杵島郡嬉野市	鹿島市	武雄市	佐賀県の内	西松浦郡伊万里市	佐賀県の内	東松浦郡唐津市	佐賀県の内	佐賀県筑紫野市	福岡県筑後市	福岡県筑後市	福岡県みやま市

天草	玉名	人吉	八代	本(熊)	支局	熊本地方法務局	対馬	壱岐	平戸	五島	諫早	島原	保佐世	崎(長)	支局	
(天草)	(玉名)	(人吉)	(八代)	(熊本)	出張所		(対馬)	(壱岐)	(平戸)	(五島)	(諫早)	(島原)	保(佐世)	(長崎)	出張所	
天草市	熊本県玉名市	熊本県人吉市	八代市	熊本県熊本県	中央区	熊本県熊本県	長崎市	長崎県	平戸市	長崎県五島市	諫早市	島原市	長崎県佐世保市	長崎県	長崎市	位置
上天草市	熊本県玉名郡	玉名市荒尾市	球磨郡人吉市	熊本県葦北郡八代市	水俣市	熊本県熊本県の内	上益城郡	長崎県の内	松浦市	長崎県五島市	諫早市	島原市	長崎県佐世保市	長崎県の内	西彼杵郡	管轄区域

崎(宮)	支局	宮崎地方法務局	宇佐	杵築	竹田	佐伯	日田	中津	分(大)	支局	大分地方法務局	阿蘇	宇土	山鹿	
(宮崎)	出張所		(宇佐)	(杵築)	(竹田)	(佐伯)	(日田)	(中津)	(大分)	出張所		(阿蘇)	(宇土)	(山鹿)	
宮崎市	宮崎県	宮崎市	大分県宇佐市	大分県杵築市	大分県竹田市	大分県佐伯市	大分県日田市	大分県中津市	大分市	大分県	大津町	菊池郡	宇土市	熊本県	
東諸県郡	宮崎県の内	東国東郡	豊後高田市	速見郡国東市	大分県の内	大分県杵築市	大分県竹田市	大分県佐伯市	大分県日田市	大分県中津市	由布市	別府市	大分市阿蘇郡	下益城郡	天草郡

鹿屋	川内		島(鹿児)				支局	鹿児島地方法務局	日南	延岡	都城	
(鹿屋)	出水	(川内)	屋久島	種子島	島(鹿児)	出張所			(日南)	(延岡)	小林	(都城)
鹿屋市	県鹿児島市	出水市	内市薩摩川	鹿児島県鹿久島町	県鹿児島市西之表	市鹿児島市	県鹿児島市	市鹿児島市	宮崎県日南市	宮崎県延岡市	小林市	都城市
垂水市	鹿屋市鹿児島県の内	出水市	阿久根市薩摩郡	薩摩川内市いちき串木野市	鹿児島県の内	町中種子町	鹿児島郡鹿児島市	西之表市鹿児島市	宮崎県串間市	宮崎県日向市	えびの市	北諸県郡

名護	石垣	島宮古	那霸（那霸）	支局	那霸地方法務局	知覧	霧島	奄美	
（名護）	（石垣）	島（宮古）	（那霸）	出張所	ま 南さつ	（知覧）	（霧島）	（奄美）	曾於
名護市	石垣市	沖縄県宮古島	沖縄県那霸市	位置	ま 南さつ	鹿児島県鹿児島市	鹿児島県奄美市	鹿児島県奄美市	曾於市
国頭郡 名護市 沖縄県の内	八重山郡 沖縄県の内	沖縄県宮古島市 沖縄県の内	沖縄県那霸市 沖縄県の内	管轄区域	南さつま市	鹿児島県鹿児島市 鹿児島県の内	鹿児島県奄美市 鹿児島県の内	鹿児島県奄美市 鹿児島県の内	曾於郡 志布志市 鹿児島県の内

札幌法務局の本庁及びその支局の官署	別表第二		沖縄（沖縄県）
	宜野湾	（沖縄）	
	市 宜野湾	沖縄県 沖縄市	
北海道の内	浦添市 中頭郡の内 読谷村 北谷町 中城村 北中城	沖縄県の内 浦添市 中頭郡の内 嘉手納町	沖縄県の内 浦添市 中頭郡の内 嘉手納町
北海道の内	うるま市 宜野湾市	沖縄県の内 浦添市	沖縄県の内 浦添市
北海道の内	村 伊平屋村 島尻郡の内	沖縄県の内 浦添市	沖縄県の内 浦添市
北海道の内	村 伊是名	沖縄県の内 浦添市	沖縄県の内 浦添市

旭川地方法務局の本庁及びその支局	函館地方法務局の本庁及びその支局	北海道の内
北海道の内	北海道の内	北海道の内

釧路地方法務局の本庁及びその支局	北海道の内
北海道の内	北海道の内

